

平成23年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 平成23年10月11日(火)
場 所 岐阜県議会西棟 第1会議室

岐 阜 県

午後1時30分開会

(事務局) 長沼技術総括監

本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、岐阜県森林審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます林政課の長沼と申します。よろしくお願いいたします。

それではただ今から、平成23年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。

最初に、森林政部長からあいさつを申し上げます。

(森林政部長)

あいさつ

(事務局) 長沼技術総括監

- ・委員15名中13名の出席により、本審議会は成立していることを報告
- ・審議会の進め方について説明
- ・審議会の公開について説明
- ・配付資料確認
- ・規定により議長は会長が務めることを説明

(石川会長)

皆さまこんにちは。審議員の皆様には、本日お忙しい中にも関わらず13名のご出席をいただきましてありがとうございます。森林をめぐる情勢については、今、林政部長からご報告がありましたので、早速議事に入らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会の議事録署名者につきましては、三島委員さんをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に則りまして議事を進めさせていただきます。(1)「森林・林業再生プランの具体化に向けた森林法の改正概要」と、関連がございます(2)「新たな森林計画制度に対応した地域森林計画等の作成」について事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 神田技術課長補佐

- ・説明「森林・林業再生プランの具体化に向けた森林法の改正概要」
- ・説明「新たな森林計画制度に対応した地域森林計画等の作成について」

(石川会長)

どうもありがとうございました。ただ今、森林・林業再生プランの具体化に向けた森林法の改正概要について、並びに、新たな森林計画制度に対応した地域森林計画、これは岐阜県に5計画あるわけですがそれについての説明と、市町村森林整備計画等の説明

がございましたが、この件についてご質問やご意見はございませんでしょうか。

(木村委員)

資料2 4ページのゾーニングにともなう施業種について、「具体的な基準」のところに、Bのカテゴリーでは「標準伐期齢+10」、あるいはCのところでは「標準伐期齢×2」とありますが、これは何か根拠があるのですか。

(事務局) 神田技術課長補佐

林野庁が、最低限守るべき基準ということで、森林法施行規則のなかで示すものでございます。まだ案ということでございますが、間もなく確定したものが示されると考えております。

(木村委員)

皆伐の伐期齢を10年延ばしたらどれだけの効果が生じるのかということが今一つ不明確なのと、標準伐期齢というのは樹種によって違うと思うので、一概にこういう数字を挙げる根拠があるのかと思って質問したのですが。

(事務局) 神田技術課長補佐

林野庁が森林総合研究所などと調整を図って、最低限守るべき基準ということでお示ししているものでございます。先生が言われる+10というものは、水源涵養機能維持増進森林のところの基準でございまして、標準伐期齢+10で水源涵養機能が維持増進する最低限の基準ということでございます。

(木村委員)

fix(固定する)ではなく、最低限これぐらいは考えるというふうに理解していいわけですね。

(事務局) 神田技術課長補佐

はい。そうです。

(石川会長)

他にございませんでしょうか。

(日置委員)

森林法の改正ですが、国会における修正ということで、新たに森林の所有者に加わった者の届け出義務を課することとするということなのですが、これは今度の新しい法律によって市町村長に届け出ることになっていきます。どんな規模のものであれば届け出義務が生じるのか、例えば面積要件があるのかということと、届け出をしなければならぬ期間の定めがあるのかということをお教えいただきたい。

それから、外国資本がマスコミでも言われましたが、水の採取というようなことを主たる目当てにして、全国の森林が買い漁られているという危機感があったと思うのです

が、この改正では取得した後に届け出を下さいという、言わば後の祭りみたいな話ですが、なぜこのような改正しか出来なかったのか。求められていたのは、外国資本による森林の取得そのものの制限であったはずだと思うのですが、この程度の改正に留まった国会でのやり取りとか、あるいは議論があったのであれば教えていただきたいと思います。これは、今後も全国市長会などで更に強化を望んでいるところなのですが、森林法ではこの程度の改正になったということについて、何か経緯があったら教えていただきたいと思います。

(事務局) 神田技術課長補佐

まず、1点目の面積要件につきましては、特に何ha以上という要件はございません。売買、相続または贈与、無償譲渡、森林の土地を所有している法人の買収、そういったことに伴う森林の土地の取得、所有者となった場合に届け出が必要となります。ただし、国土利用法に基づく事後届を行った場合は不要となります。

(日置委員)

これは1ha以上ですか。

(事務局) 神田技術課長補佐

はい、そうです。都市計画区域以外は1ha以上になりますけれど、この届け出がされている場合は、森林法に基づく届け出は不要ということになります。

届け出の期間でございますが、新たに森林の土地の所有者となった日から90日以内に市町村長へ届け出をするということになっています。

あと、国会議論の話でございますが、発端は外国資本ということですが、森林法上は森林所有者を適切に把握して指導・監督にあたっていくということでございます。ここに留まったということは、森林法上は制限というものは非常に難しいと、今後も引き続き検討していくということであったと記憶しております。

(日置委員)

ありがとうございます。そうすると、所有者を的確に把握するというのを新たに強化されたということでは評価できると思うのですが、適切に指導・監督していくという面での森林法上のこの問題とセットになった新たな手段というものが加わっているわけではないのですね。

(事務局) 神田技術課長補佐

先ほど説明しました要間伐森林で森林所有者が不明な場合でも間伐が実施できるように拡充をしたとか、伐採届が無届な場合の造林命令とか、伐採の禁止命令とかが加わっています。

(日置委員)

わかりました。むしろ制限しなければならないのは無制限な水の採取ですが、その点

には及んでいないということですね。

(事務局) 神田技術課長補佐

水の制限につきましては、国会のなかで引き続き議論されています。

(中原委員)

届け出は所有者が行うという言葉が出ていますよね。その所有者は一体どういうことなのでしょう。というのは、今、外国人により取得されている森林だとかややこしい形態のルートをたどって所有者が変わる場合というのは、すんなり山林があるというものではないし、今の話は登記で、底地に関する固定資産税がかかっている部分ですよね。地上権を設定して立木とか利用する手口を知っていますか。今の話だと、立木はあなたにします、底地は私にします、私が底地を持っているから登記簿上、固定資産税も払います。ところが、上ものの木についてはその限りにあらずという言葉が適用になると思うのですが、そういう場合はどういうふうになるのですか。

(事務局) 神田技術課長補佐

そういう場合は、届け出の適用外ということになると思います。

(中原委員)

適用外ということは、そのルールに収まらないので好きにやっつけていいということになってしまいます。因縁つけているわけではなく、実際にあるのです。特に高山の方では、100ha単位で雑木林があります。そうすると、昭和30年代に手書きでちゃんと登記がしてあるのです。それが分離されていて底地は底地でどんどん所有者が転売されるとか、立木は立木で違う方向で転売される形で、山の所有というのもずるい奴がいて、山林相続税というのは底地に係る評価よりも、上ものに係っている財産としての評価に対する相続税なんですね。底地はもちろん固定資産税の評価からくるものから算出されるのだけれど、そういう形態なのです。実際こういう動きがあるわけですよ。そうした時にどっちが優先されるのかということなのです。

(石川会長)

ここは国会ではないので、県の職員の知る範囲内で答えるとして、あとは問い合わせをするという形になりますので、その点をご勘弁ください。

(事務局) 神田技術課長補佐

この運用も林野庁で検討をしている段階です。林野庁で明日ブロック会議がございますので、そういうところで確認をしていきたいと考えております。

(石川会長)

今のようなケースは心配ですよね。中原委員よろしかったですか。

(中原委員)

はい。

(三島委員)

資料2 15ページの「市町村森林整備計画の策定に向けた取組スケジュール(例)」ですが、9月までは済んだ話ですよ。

(事務局) 神田技術課長補佐

はい。そうです。

(三島委員)

そうすると、造林計画とか路網計画とかそれぞれ市町村のなかで論議されて、少なくとも原案に近いようなものができているとすると、原案なのでどの程度のものか分かりませんが、私が聞いている限り森林組合はあまり把握していないような状況が聞こえてきて、どうなるのか心配している部分がございます。例えば、原案を作る段階の市町村というのは、どんな形でゾーニングとか計画の作成を県として指導しているのか、説明していただけるとありがたいと思います。

(事務局) 神田技術課長補佐

まず、路網計画につきましては、既に9月末までに提出していただいております。地域森林計画へ盛り込んでまいります。ゾーニング等の問題でございますけれども、アンケート調査を行ったところ、もう済んだというところはほとんどございません。ほとんどが検討中ということでございます。これにつきましては、6月末に市町村職員と農林事務所の職員を集めてゾーニング等に関して説明会を実施しまして、各農林事務所の指導のもと市町村で検討いただきたいということでお願いをしております。また、今週中に地域森林計画の案を市町村へ示させていただきます。この時に、他の市町村の検討状況等を情報交換しながら進めていきたいと考えております。

(三島委員)

林道、林業専用道というのは、ある意味で地域森林計画の中に必要なものだと思うのですが、森林作業道というのは、逆に必要ないというか経営計画の中である程度計画を作っていくものではないかという気がするのですが。

ゾーニングの話というのは、実際に経営計画とリンクしていないと非常に都合が悪いと思うのですが、林野庁が言っているように、ゾーニングそのもの、特に市町村森林整備計画のゾーニングのなかには、当分の間は白地地域があってもやむを得ないという話をしているのですが、もし仮に、今のようなゾーニングの仕方をすると、全部できてしまって白地地域がなくなってしまうというような状況が考えられるのですが、その辺りについてはどのようにお考えですか。

(事務局) 神田技術課長補佐

まず、路網計画につきましては、地域森林計画と市町村森林整備計画で林道と林業専

用道の計画を位置づけるということになります。作業道につきましては、森林経営計画の中で位置づけるということになります。

ゾーニングにつきましては、まず県としましては、水源林とか崩壊が発生しやすいような森林、そういった保全すべき森林をまずゾーニングしてくださいということでお願いをしています。その後、森林経営計画の中で環境保全林と木材生産林というふうに区分されますので、そういったものを反映して市町村森林整備計画の中でゾーニングしてくださいということでお願いをしております。

(事務局) 森 部長

時間的にも大変短い中でやるためには、当初は守るべきところだけを、例えば、簡易水道の上流域であったり、山が崩れやすいような場所をゾーニングして、あとの所は白地としておき、状況をみながら修正をかけていくというようなやり方でいきたいと思っています。本当に守るべきところ、地元の人が「あそこは危ない」とかいつも言っているようなところをまず守っておいて、その後で1年2年かけながら更に精度を高めていくというやり方をする必要があります。一気にやりますと、前の失敗(必ず3区分のうちどれか1つに指定する必要があり、弊害もあった)と同じことになってしまうので、時間をかけながらやっていきたいと思っています。

(中島委員)

資料2 14ページで先ほど説明がありましたように、市町村の位置づけがすごく厳しく、市町村の指導をAGだとか林政部の職員の方々が指導するということですが、位置づけの3つめのひし形「経営計画の認定基準を定める」と、そしてその認定基準はその下にある「主な計画内容」と、短絡的な質問ですが、経営計画というのは従来からある施業計画の認定基準というものがありませんでしたね。レベル的にはその認定基準と同じくらいのものであるかどうかというのをまず1点質問させていただきます。

(事務局) 神田技術課長補佐

今回の森林経営計画の認定基準につきましては、経営計画には2つございまして、属地的計画と属人的計画というものがございまして、属地的計画につきましては、林班あるいは複数林班の2分の1以上自己所有または受委託契約による森林ということで、2分の1以上でなければ森林経営計画を立てることができません。属人的計画でございまして、自己所有として100ha以上所有している森林所有者に限られるということになります。また、森林経営計画では、間伐の面積の下限値というものが設定されます。標準伐期齢未満のものでは間伐の対象林分の2分の1以上、あるいは標準伐期齢以上では間伐面積の3分の1以上を、間伐の5カ年の計画の中に入れ込まないと、認定されないということになります。そういった基準を満たすものについて、森林経営計画が認定されるということになります。

(中島委員)

経営計画を定めて、これに対する税制のいろいろな優遇措置が施業計画にもあります

が、これは変わらないのですか。

(事務局) 神田技術課長補佐

引き続き同じ森林施業計画と同じ税制上の優遇措置を要望しています。加えて、属人的計画につきましては、相続税の猶予制度というものについても要望しているということでございます。

(中島委員)

経営計画を立てて厳しく管理されると、変更というのは施業計画と同じようなレベルであるのか。もう1つ、その計画された間伐あるいは作業道等に対して、今まで以上に造林事業の担保というものが確約とは言いませんが、高い水準で確保していただけるのか。この2点をお聞きします。

(事務局) 神田技術課長補佐

計画量が認定基準の範囲内であれば変更は可能です。しかし、認定基準を下回った場合は、認定が取り消しとなって補助金の返還ということになります。

(中島委員)

それは、今までと同じような形の5年間の計画と理解すればいいですね。

(事務局) 神田技術課長補佐

年度計画ではございません。5カ年の計画ということになります。

(中島委員)

最後の質問について、森林整備課長はどのようにお考えになられますか。

(事務局) 高井 森林整備課長

適正な間伐ということで、先ほど説明がございましたように標準伐期齢未満ですと2分の1以上、標準伐期齢以上については3分の1以上が間伐の適正な範囲ということですが、ただ、その数値については、当然、間伐に係る補助事業ということで、森林経営計画の作成主体の方が把握しています。ただし、その造林補助金を担保するということは、今のところ厳しいと思っております。ですが、造林補助金が担保されないと施業が進まず認定基準を取り消されてしまって、造林補助金の返還ということにも関係してまいりますので、それらについては十分中身を精査しながら補助金等の獲得に向けて取り組んでいきたいと思っております。

(石川会長)

今の件については、例えば5年間の計画についての補助・助成は、基金のように積み立てられて確保されていくのか、単年度予算でやっていくのですか。

(事務局) 高井 森林整備課長

公共造林事業は、単年度で国も県も予算を策定しますが、国に対しても単年度ごとに要求していくということで、その結果によって補助額が大きくなったり小さくなったりするというので、基金で積み立てておくということではございません。

(石川会長)

そうすると担保の部分が難しいので、必要額を確保するには計画を6年7年と延期することも可能ということになっていくということですか。

(事務局) 高井 森林整備課長

経営計画は5年計画でございますので、例えば間伐を100haやりますという経営計画の数字を書きます。それで、1年目に30ha、2年目に20haずっと積み上がってきまして5年経った時に、その100haを下回っているとその時点で認定の取り消しをされますので、過去5年分の造林補助金は返還してくださいよというふうになっております。まだ、林野庁のほうでも明確には言っておりませんが、造林補助金が急激に減ったような場合、当然そのようなことはあり得るということで、それらについては特別な理由ということで認めるということも聞いております。

(石川委員)

中島委員の意見は、震災対策などで財源が持っていかれると、補助金への配分が少なくなってしまう心配があるということで、難しいところですね。

他にございますか。

(木村委員)

10ページのところで、新たなゾーニングの設定に伴って流木災害監視地域を削除するというような説明を伺いましたが、新たなゾーニングのどの部分に含まれるのですか。

(事務局) 神田技術課長補佐

流木災害そのものではございませんが、山地災害防止機能ということで市町村のなかでゾーニングはされていきます。市町村のゾーニングの中にも含めるということで、この流木災害監視地域は削除するというのでございます。

(木村委員)

市町村のところを見ますと、県が示す山地災害防止、それから土壤保全機能維持増進森林、このカテゴリーに入るわけですか。

(事務局) 神田技術課長補佐

はい。そうです。

(木村委員)

流木というのは特にトピックスとして取り上げないということですか。

(事務局) 神田技術課長補佐
はい。

(木村委員)

先般の台風12号の災害調査団で三重に入ったのですが、流木災害が非常に顕著でした。岐阜県は、流木災害の監視で、ある意味全国でも先を行っていたわけですが、これは後退になるわけですか。

(事務局) 神田技術課長補佐

後退というふうには思っておりません。流木災害監視地域は平成11年、12年に設定をしまして、それから流木災害監視地域の間伐をこれまで何万ヘクタールということやってまいりました。岐阜県の財政事情もございまして、昨年から間伐の県単嵩上げをなくしたということもございまして、今後、市町村森林整備計画の中でゾーニングされて、この流木対策も含めて検討されるということで、特に地域森林計画の中で盛り込む必要はないというふうに考えまして、削除させていただきたいということであります。

(木村委員)

岐阜県は飛騨の災害を教訓として、流木の防止に関してはいろんな調査をやって、一般の間伐とは別に強度な間伐を特に溪流沿いでは行うと、ぱっとした実績がないことも承知していますけれど、これを一般の山地災害防止のなかにひっくるめてしまうと、岐阜県得意の災害に強い森林づくりから少しかけ離れるような気がしてならないのですが。

(事務局) 神田技術課長補佐

昨年、「災害に強い森林づくりに向けた新たな森林整備の考え方」というものを作成しまして、全て地域森林計画の中に盛り込みました。市町村森林整備計画の中にもこの「災害に強い森林づくりに向けた新たな森林整備の考え方」を全て盛り込んで一斉変更ということをお願いしました。そういうこともございまして、これについては、削除をさせていただきたいと考えております。

(事務局) 長沼技術総括監

補足させていただきますと、流木災害監視地域の設定因子として、地質と傾斜と斜面の形態、もう1つ間伐が実施されているかいないかというのが非常に大きな因子になっています。そういったことで、重点的に間伐をして流木災害を防止しようとする意図でも間伐計画が2期目に入っており、相当その効果は出てきたということで、先ほど神田が説明しました災害に強い森林づくりに向けた整備の指針というものを設けた中で、これからは間伐をしてなおかつ利用間伐を進めるということでもあります。流木災害監視地域というものでやってきたものについては、一通りの効果を出したのではないかとということで、今回はこの指針に置き換えて、なおかつ市町村森林整備計画の中でゾーニング

を進めていくということを考えております。

(石川委員)

市町村の森林整備計画や経営計画は、市町村が独自性をもって作るわけですが、県が見たときに必ずしも同一の基準で同一のものが作られてくるわけではないので、県が計画する基本計画や地域森林計画上、計画量に達していないとかいうものが地域によっては出てくると思うのですが、そういったものについては指導するというだけでよいのですか。

(事務局) 神田技術課長補佐

森林法上、盛り込まなければならないものにつきましては、県のほうで指導させていただきたいと考えております。それ以外につきましては、地域森林計画に適合しているかどうかという点で、適合しないものについては是正ということをお願いしていきたいと考えております。

(石川会長)

市町村によっては、自分の目標を達成できないのでよそでやってくれといった場合は、地域全体の計画量を達成できない場合も出てきますよね。財政的な規模もありますし。

(事務局) 神田技術課長補佐

県全体の地域森林計画のなかで伐採量とか間伐面積とか計画量を定めているだけで、市町村ごとには計画量を定める必要はありません。

(石川会長)

時間もだいぶ経過してまいりましたので、このへんで議事(1)と(2)については終わりたいと思いますが、よろしいですか。

それでは(3)「新たな岐阜県森林づくり基本計画について」資料3と資料4のご説明をお願いします。

(事務局) 正村次長

- ・説明「新たな岐阜県森林づくり基本計画(案)概要版」
- ・説明「新たな岐阜県森林づくり基本計画(案)」

(石川会長)

ありがとうございました。「新たな岐阜県森林づくり基本計画」について、資料3、資料4に基づいて説明がございましたが、この件に関してご質問はございますか。

特になければ時間もきておりますので、森林・環境税のほうへ移りたいですが、よろしいでしょうか。

それでは、「森林・環境税の考え方(制度案)」について、ご説明をお願いします。

(事務局) 小林 林政課長

・説明「森林・環境税の考え方（制度案）」

（石川会長）

ありがとうございました。皆様のご協力で時間どおり進んでおりますので、休憩をとりたいと思います。3時15分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

- 10分休憩 -

（石川会長）

それでは、時間がまいりましたので会議を再開したいと思います。ただ今、ご説明のありました「森林・環境税の考え方」について、質問やご意見がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

（伊藤委員）

基本的には、森林・環境税に賛成しています。4年か5年前に我々業界の要望活動のなかで、知事さんとの話でこのような話をした記憶がございます。森林・環境税はどうかということを持ちかけたことがございます。その時には、確かに知事さんは、年間に4億、5億もらっても今の財政的にはなかなか補えるようなものではないので、それよりも節約でそれくらいをカバーしたほうがよいのではないかとおっしゃっていたわけですが、ここへ来て知事さんも森林・環境税は大事だと考えられたのではないかと考えています。確かにそうであり私も賛成しておりますが、しかし、非常に悪いタイミングに増税しなければならないということが一番懸念しています。東日本大震災の復興税について、国においては所得税を何年か上げたらどうか、あるいは法人税も上げたらどうかというタイミングの中で、この森林・環境税ということになると、よほどの説明・説得をもってやらないと、県民の方からも反発があるのではと思っていますので、是非、県民のために使う森林・環境税だということも説明して納得してもらえればということをおもっております。

もう1つは、とりあえず5カ年やってみようということですが、私はこれからの環境というものはもっともっと重大な事項ということで捉えていくべきだと思っています。5年ではなく将来ずっとこのような制度でいくのが本当ではないかと、なぜ5年なのかと考えておりますので、5年間に設定した理由についてご説明をいただけたらと思っています。それから、県民税で森林・環境税を考えておられますが、私は逆に、先ほど県外からは無理ではないかという話もありましたが、地球規模で考えた時には岐阜県民だけがやるのではなく、地域の住民、下流域の方、例えば大きな地域として名古屋市や愛知県、あるいは富山県とかいろいろございますが、環境を整備することによる受益者だと思うのです。だから、税金ではなくて協力金ということで協力してもらってもよいのではないかと考えていますので、そのへんの考え方も受益者の方にもご説明して、何らかの回答をいただけたらと思っています。

(小林委員)

前回、環境教育にかけるお金は非常にもったいないという意見があったと記憶しています。今見ていて、これだけお金がかかるというものはありますが、この森を保全することによってどれだけの効果があるのかというお金はなかなか出にくいとは思いますが、出してないですね。お金を取る以上は、賛成か反対かは別として、その県民税の議論がある時に、森というのはどうして大切なのか、対経済効果がどれくらいあるのか、費用対効果はどれくらいあるのかという試算が全然出てきてないですね。例えば、災害を防ぐためにどれくらいの効果があるよとか、はっきりしたことではなくても何も数字があがってないことに私は残念だと思っています。県民税に対しては効果検証もあるし透明性もありますけれど、やはり環境保全をしますよ、NPOに任せますよ、私自身がNPOですけど、それをしてどうなったのかというのがいつもよくわからない。

それともう1つ、森林環境教育というカテゴリーでどこかに連れて行って森林を経験させて、森林はいいな、だから森林にお金を出しなさいというのではなくて、森林を守るために普通の社会生活をしていても、それに対する税金を出しても構わないという人をつくるための森林環境教育だと思うので、その辺りのことをきちんとしていただきたい。

あと、30年間の間の方向性と書いてありますが、ねらいというのは何年後とかにあって、遠いねらいと近いねらいときちんと目標を立てていかないと、環境教育というカテゴリーのなかで非常に遠い目標だけをねらっているわけではない。例えば、今の節電ですと、いずれは原子力発電がなくなってクリーンなエネルギーが欲しいというのがありますが、今何をやるかという2年、3年の目標があるわけですね。そういうものを設定したほうが、より分かりやすくなるような気がしました。

(石川会長)

2、3質問をいただいてから、まとめて回答をという形にしたいと思います。

(三島委員)

資料5 3ページに「里山林の整備・利用の促進」というものがあります。下の説明のなかに、「生活様式の変化に伴い、利用されないまま放置された里山林は、竹やツルが繁茂し、人と野生鳥獣との境界である緩衝帯としての役割がなくなり・・・」というふうに書いてあります。事業内容をみると森林整備の話が出てくるのですが、こういったちゃんとした認識があるのなら、「地域が主体となった環境保全活動の促進」というのを里山林でやらないと。野生鳥獣は人間の匂いが嫌いです。人間が常時活動をしているとまさにここで言う緩衝地帯になっていくので、と一体的な事業内容になると思います。都市部や河川が出てくるので一概には言えませんが、で里山の部分を積極的にし、人が出入りできるような状況をイメージできるような形にさせていただくと、効果が大きいのではないかと思いますので、是非そういった形でやっていただければと思っています。

(石川会長)

3人の方からご質問がありましたので、伊藤委員、小林委員、三島委員の件につきまして、説明をお願いします。

(事務局) 小林 林政課長

最初に、なぜ5年間なのかというご質問ですが、資料の8ページにも若干記述はしてあるのですが、今日ご審議いただきました「森林づくり基本計画」、それから「環境基本計画」などが5年間ということでやっております。5年でやめるというわけではなく、経済状況や社会情勢が変わってまいりますので、5年経過した時点で施策の効果を検証し、見直すところは見直しながら、1つの区切りをもって続けていきたいという思いから5年という設定をしております。ちなみに、全国で31県が導入しておりますけれど、25県が5年間という期間を設けております。

それから、協力金としてもらったかどうかという話がありました。まさにそのとおりだと思っております。基金に寄付金なども入れられるような形を考えております。下流域などへ行って寄付のお願い、いろいろな形があると思いますが、上流域での森林整備活動の大切さを訴えながら、寄付をお願いするような活動を積極的にしていく必要があると考えております。

それから、数値で森の大切さとか費用対効果的なところをPRしたらどうかということですが、本当におっしゃるとおりです。今、森林・環境税の導入にあたって、森とか川の自然の大切さをまさにこれからPRしようと思っております。そういう場合に、おっしゃるとおり数値を使って説明をすれば、説得力のある説明になるかと思っておりますので、これから考えていきたいと思っております。

それから、森林環境教育の話がございましたが、今日の議題にはなっていませんが、森林環境教育のビジョンを作ろうということで今検討をしております。

それから、里山の話もございました。里山につきましては、施策の で里山林の整備とありますが、おっしゃるとおり でもNPOや地域住民が主体となりました里山林整備に対して助成をしまして、そういうNPOなどが主体となった里山林の整備も合わせて進めていこうと考えております。

(石川会長)

他にご質問やご意見はありませんか。

(神谷委員)

基本的には、私は中立な立場で申し上げたいと思うのですが、課税そのものが経済活動を停滞させる条件になるので、そういう意味ではどうかなというのがあります。それと、さっきよい意見があったと思いますが、費用対効果がどうなのかというところからもう少し話が広がるのですが、林業全体が全面的な計画経済みたいな形でいくのか、あるいはルールを作って一部は市場経済化するとか、そういった根本的な明確なポリシーというのが全然ないので、そういうやり方だと中途半端に補助金とか税金をたれ流すと

言いますか、予算の無駄遣いになる可能性があるのですね。ですから、例えば林業の育成だとかさっきの話にもありましたが、一部はこの森林・環境税の考え方の絵にもありますが、この中でもう一回しっかり仕分けをして、例えば経済資源だとかビジネスチャンスがこの中にあれば、もう少し今のいろいろな問題を考え直して、どう考えたってこれから人口が減っていくわけだし、高齢化社会で後継ぎはいないし、若い人は収入がなくて世代間でものすごく不公平感があるから、税金は払えないですよ。年金問題もあるし。なので、どんどん社会負担率が増えていくなかで、何もかも全て今までのように税金で賄っていけて言ってもちょっと厳しいのではないかなと思うのですね。期間限定だということですが、何が言いたいかというと、チップの利用だとかバイオマスだとか遺伝子レベルのいろいろなビジネスだとか、水だとか、なかには結構民間の活動に委ねれば、ちょっと法制度を変えれば、何も税金を使わなくても自分たちでどんどん整備できていく場合もあるかもしれないですね。経済学の教科書によくあるじゃないですか。修正された市場経済のなかでやれば一番効率的な資源配分がされるとテキストに書いてあるじゃないですか。それは、最近の今の世の中では言いすぎかもしれません。確かにビジネスに全部任せてしまうと、中国の山みたいになってしまうかもしれないし、そこは問題かもしれないですが、ここは日本ですからちゃんとルールを作っておけばいいわけで、やはり、何から何まで全部県が面倒みるなんていったら大変なことになりますから、将来を見据えると儲かるビジネスはちゃんと育ててやるということをやらないと、納得しないのではないかと思いますね。税金を使うことはやぶさかではないけれど、儲かる産業は仕分けして、使う分野はどうしてもしょうがないからお願いしますと言ってメリハリつけないと、若い人は出せないと思いますよ。

もう1つですが、先ほどもありましたが、森林・環境税を知らない人が多いですよ。私いろいろ聞いてみましたが、知らないという人がすごく多い。10人ぐらいに聞きましたが、7人くらい知らなかったですよ。なので、このままではまずいので、広報をしっかりやらないといけないと思います。

(中島委員)

先ほどから、各委員の方々から広報が足りない、知事さんもそう言われたらしいですが、この広報も非常に難しいということで、1つだけ例を申しあげますと、市のなかでもいろいろと懸案事項がございまして、新聞折り込みだとかいろいろな手段でやっておるのですが、やはり市民の方々の関心がないとどれだけやっても、例えば講演会をやっても人が集まらない。ただ1つだけあったのが、この前、新聞発表で阿寺断層の北部ですね、萩原断層の地震発生確率が上がったと、数字は出しておりませんが上がりましてということで、市民の方々本当に心配のことでございますので、講演会をしたら大変な人が集まりました。我々のほうも、市長会、町村会の下レベルで議論させていただいた中で、やはり今言われましたように、市民の方々は本当に認識をしているのかと、もうちょっと認識を高めるためにあらゆる手段をとるご意見、そしてもう1点は、地震の問題等々で非常に厳しい状況の中で森林・環境税というのが本当に喫緊の課題として必要なのかというご意見が市長会、町村会からございました。

そういうことをまずご報告させていただく中で、ちょっと突っ込んだ話をさせていた

だきますが、仮にこの制度が執行されるとなった場合、資料6 9ページにございますが、市町村の役割というのが非常に大きいわけですね。県民税を取るということになりますと、当然窓口は市町村になるわけですね。となりますと、市民、住民の方からのいろいろな問い合わせというのは市町村がフロントでございますので、具体的な個々のご質問に対して明確に答えられるように情報共有というのをやって欲しい。これは県民税ですから県のほうへ聞いてくださいよと、それはそれでよいのかもしれませんが、やはり市民の方々というのは税金となると県民税であろうが市民税であろうが税金は一緒でございますので、そういう問題が出てくるということでございます。

もう1点は、事業について公益的な機能に対して経済林では管理できないと、そういったものに使われる場合、具体的にどんな手法でやられるのかというものを明確に早急にされないで、県のほうで基金を設置して検討委員会なり代表の第三者機関をつくってやられるということは間違いのないのですが、どういう採択の仕方をされるのかということとある程度明確にしないと。市町村が提案したら採択されるのか、と言ったって12億円、どういう事業にどういう形でどういう配分でというのが、ここにアバウトなトータル的な形は5ページの表に書いてございますが、具体的にどういう手法をもって採択されるのかというの、ある程度具体的に検討していただかないとわかりませんね。

(石川会長)

この件、2件のご質問に対してお願いします。

(事務局) 小林 林政課長

まず、今回の森林・環境税は、経済ベースで成り立たない部分、林業として成り立たない部分、だけれど環境保全上やらなければならないところについて、公的関与による税でもって整備をしていこうというものでございます。

それから、知らない人が多いということでございます。これにつきましては、反省しているところでございまして、パブリック・コメントを2回やりたりして周知を図ってきたわけですが、実際問題として十分周知されていないということにつきましては、反省しているところでございまして、これから、先ほど申しましたとおり県のいろいろな広報媒体がございまして、テレビ、新聞、ラジオ、それから県からのお知らせのペーパーとか、県の関連イベントもございまして、それから市町村と連携しながら、あるいはいろんな団体の機関紙に載せていただきながら、いろんな機会をとらえて集中的にこれから広報に努めてまいりたいと考えております。

それから、市町村からの情報共有は大事なことでございますので、8月にも1回全市町村に集まっていたきまして説明会をしたわけでございますけれども、これからも情報共有につきましては、市町村と密に連絡を取ってやっていきたいと思っております。

それから、採択の仕方につきましては、今、内部で事業ごとの実施要領などを作成しております。それができた段階でいろいろ市町村にも説明等させていただきながら、採択要件をきちっと周知していきたいと考えております。

(石川会長)

今、いろいろ5人の方からご発言がありましたから、他にご質問がなければ、5人の方でまた再質問なりご意見がありましたらどうぞ。

(小林委員)

要望が1つあるのですが、先ほど、今までの林業の施業の中で出来ないことを補完する事業だという話を聞きました。やはり、市場の中で経済の中で回っていかないと林業は成り立たない、市民の側から純粋に見た場合に、ちゃんと企業として成り立って下さいよという思いがすごくあります。そのなかで、先ほどの森林環境教育の話で森林環境教育のビジョンがあるという話がありました。これをもう少し広い視野で見えていただかないと、森林関係の方が森林の事を教えるのでは、全く経済との繋がりも見えてこないし、社会との繋がりも見えてきません。2014年に愛知県でESDの「持続可能な開発のための教育」という国際会議があります。これと同様に、森林と社会の繋がりというものをきちんとはっきりさせながら、それをねらいとしてやっていただけたら随分違ってくるし、経済と森林の大事な関わりみたいなものを私たちに逆に教えていただきたいと思いました。

(日置委員)

私は、意見としては出来るだけ早期に導入をされるということでもいいのではと思っております。確かに、現在の環境は増税ということをやるとはなかなか難しい状況にありますけれど、やはり必要性を県民の皆さんに理解してもらって、思いきってやるべきだというふうに思っております。

ただ、その際に1つ要望しておきたいのですが、今こうやって森林・環境税という新たな財源を求めてこれだけのことをやりますということですが、ここに挙げられているもののいくつかは、既に現時点においても特別の税を徴収するということなしにやっておられるものも大分あると思います。全く新しいものばかりではないと思います。拡充というものもありますが、今までやってこられたこうした森林の整備とか環境に対する施策、こういうものに対する質的、量的な既存の財源による施策というものを縮小しないでほしいということでもあります。新たな財源というものが導入をされて、それはそれで年間12億円の範囲でこれだけのことをやり、それを検証するというのは当然のことですが、一方でこれまで取り組まれてきた森林とか環境とかいう施策に関する既存の予算の枠組みの中でやられていることが、大変財政が厳しいことはわかりますが、一方で少しずつ削減されていくという形になりますと、これまでやってきたことが森林・環境税という財源の施策に置き換わったという感じになってしまいますので、今までの取り組みというものをやはり最大限維持しつつ、新しい財源による施策というものをプラスしていただけるようにと思います。先ほど、5ページで必要となる経費を積み上げると5年間で60億円ということで、年間に割ってみると12億円というようなご説明がありましたけれど、例えば、里山林の整備を5年間で3億円、1年間で6千万円というようなものを岐阜県の里山林整備という形で助成などされても、おそらく量的には非常に限られたものになるのではないかと思います。私が推察するに、ぎりぎり超過課税ということで、年額1千円の県民税に年額1千円プラスで何とか県民の皆様にご

理解願いたい、というところから逆に出てきている12億であり60億であるような気もするのですが、そういうことでおそらく1つ1つの施策を取って見れば5年間に対する施策事業量としてこれで決して十分ではないという感じがしますので、何が言いたいかといいますと、新しい財源によるものはしっかり+ で取り組んでいただければというふうに思います。

(石川会長)

それは、要望として承ってよろしいですね。

(日置委員)

はい。

(石川会長)

他にご意見はございませんか。

それでは、今日はこれについて審議するという会議にはしておりませんので、こういう意見が皆さんからあったということで止めたいと思います。

私からも委員長としての立場ではなく委員としての話でございますが、伊藤委員が言われましたように、12億というお金は、約7千8百億円の予算から言うと、節減できる金額なんですよ。だから、本当にこの目的をしてなぜ必要なのかというのが十分説明されないと、今、アクションプランで3年間で2百億円という節減をしているわけですから、それを考えると、3年間で2百億ということは60億毎年やっているということです。この12億という意味がどれほどあるのかということ、今、神谷委員も言われましたけれど、かなり難しい説明をしなければならないのではないかとことです。税制上の問題としては、県議会で議決をすればすぐ実行ということになるのですが、実は県は徴収義務がないのです。市町村が全部それを請け負っていますので、市町村の窓口で拒否された時に、これを分離してできるのか。要するに、県民税ですから我々は委託を受けてやっているだけです。まあいいですよというふうになるのか。いや、これは県民税だから確かに強制徴収しなければならないので、この税を滞納した場合には固定資産の差し押さえをしますというようなことが可能なのかということについて言うと、住民説明が非常に不十分ではないかと。これを4月から実施することになると、そういうことが本当に強制的にできるのか。これは税ですから、市町村としては皆様からいただくのには強制というようなことをしなければいけないですよ。町村会と市長会の方では具体的に説明を聞いている段階で、まだ私の方では十分協議が終わったというふうには聞いておりません。これで、3月議会では無理なので12月議会で議決をして新年度からやっていくのか。私は、徴収していくには、もうちょっと時間的余裕や、いろんな余裕がないと難しいのではないかと気がいたします。今、皆さんもそういうことを言っておられるようですし、その目的についての内容説明が費用対効果とかいろんなものもないということもありますので、十分、慎重にもう一度県民に対して、パブリック・コメントやったから、何もなかったからよかった、80人で終わったとかそういう次元の話ではないような気がいたしますので、市町村とは十

分話し合いをするようにということと、県民に対しての周知・啓発をやるということと、効果をしっかり説明していくということも大事であると思いますので、私からも意見として、同じようなことですが、付け加えさせていただきます。

それでは、時間も過ぎておりますので、最後の議題「その他」として、「東日本大震災震災対策検証委員会報告書」、それから「長期構想のフォローアップ」、それから続けて「平成22年度岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告書」、資料7、資料8、資料9、資料10を合わせてご説明いただいて、皆様のご質問を受けて、ちょっと延長するかもしれませんがお許してください。

(事務局) 福井次長

・説明「東日本大震災震災対策検証委員会報告書」

(事務局) 小林 林政課長

・説明「長期構想のフォローアップ」

「平成22年度岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告書」は、時間の都合により説明省略

(石川会長)

ありがとうございました。ただ今、終了時間の4時を過ぎたところでございます。今の東日本大震災、並びに長期構想、並びに計画の進捗状況等について、ご質問やご意見がございましたら伺いたいと思います。

(伊藤委員)

震災の話がありましたが、確かに岐阜県は津波の心配はないわけですが、しかしながら、岐阜県においては、ため池、あるいはダム等が数多くございます。今回の地震によってため池が決壊して多くの方が犠牲になられたということを知っておりますので、そのへんを踏まえてこれからの安全対策を作らなければいけないということを考えております。これは林政の話になるかどうかわかりませんが、そのようなことを私は一番懸念しておるところでございます。

(事務局) 福井次長

今、ご指摘いただいたものは、7ページの一番下に農業用ダムの総点検ということで提言がありまして、実は9月補正で、農政部の仕事ですが県営ダムの主なものについて点検するという予算取りをして、これから事業化するという状況になっております。

(石川委員)

他にございませんか。

今のため池の問題については、本来の目的は水を溜めて活用するというもので、それを空にして調整をするという機能とは全然違うのですね。従って、満水状態でないと農

業用では具合悪いということでありまして、空にして台風に備えるということはちょっと難しいので、ダムの本来的な目的と調整するという事はなかなか難しい。結局、今、長良川流域では、ダムについて検証しているのですが、水田とかそういったものなら可能性があるということになっておりまして、私も郡上市長と同じような立場で申し上げたところでございます。

その他、ございますでしょうか。

なければ、5分延長して申し訳ございませんが、私の議長という立場を終わらせていただきたいと思っております。そちらへお返しします。

(事務局) 長沼技術総括監

石川会長様には、長時間にわたる進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には、貴重なご意見どうもありがとうございました。

非常に説明資料が多くございまして、追加意見等あると思っておりますので、先ほど配りました追加意見の様式によりまして、皆さま記憶の新しいうちということで、10月19日を目途に、事務局へ提出をお願いしたいと思います。

最後に、森 林政部長からお礼のことばを申し上げます。

(森 林政部長)

お礼のあいさつ

(事務局) 長沼技術総括監

それでは、これもちまして、審議会を終了させていただきます。

第2回目の審議会を12月16日(金)の午後1時30分から予定しています。場所は、県庁4階の特別会議室となります。開催通知は、改めて送付させていただきますけれど、ご予約の方をよろしく願いいたします。

今日は、どうもありがとうございました。

午後4時05分閉会

追加意見

(伊藤委員)

【「新たな岐阜県森林づくり基本計画(案)」について】

10年後に、国産材自給率50%以上達成の目標が掲げられております。制度の改革に於いては、森林施業計画から森林経営計画に移行することになります。そのようになった場合、民間事業体では集約化するうえで、労力・経費等において大変難しい状況になると考えます。そこで、森林組合が施業集約・合意形成・森林経営計画等の作成を行い、民間事業体が施業を行うシステムを確立することが必要だと考えます。上記のようにシステムを変えていかないと、50%の自給率達成が難しいと思われま

す。また、現在、木材建築率が非常に減少していると思います。今後、公共施設等の建造物の外に、一般住宅へのアピールが必要ではないか、県・林業団体・各関連企業が大々的にアピールすることも一策ではないかと思

います。個人的には、川上の助成も大事なことだと思いますが、川下(施主)側にも今以上に助成をする事の方が効果大だと思います。

(神谷委員)

【森林法の改正について】

ポイント、改正前後で最も大きく異なる点とか、もう少し要領よく、見やすく願

【「新たな岐阜県森林づくり基本計画(案)」について】

いします。担い手について、森林産業に関しては、完全に計画経済型でいくか、ルールを作り市場経済をするか、明確なポリシーを出さないと、中途半端な方法だと、補助金や予算の無駄使いになりかねない。

：「現状や現行の法制度では生計が成り立たないので、あまりおすすめできません。森林は全て行政が管理します。」などと、はっきり言ったらよいのでは。

：本当に後継者を育てたいなら、利潤、所得のモデルケースなどを示すべき。

法人でいくなれば、資本金は？借金は？設立は？B/S(貸借対照表)、P/L(損益計算書)、C・F(キャッシュフロー)などのモデルケースをあげるべきなのは。

個人でいくなれば、生涯所得は？借入れは？資格に対する報酬は？リスクは？など、個人の具体的な所得モデルケースで説明すべき。

そして、バイオマスチップ業者、エネルギー産業など、将来GDPをうみ出す分野については、公正なルールを作って市場経済に委ねるべき。税金を使わなくても、社会に効率的な資源配分が可能であると言えます。

【長期構想について】

今までのようなバラマキ型予算では立ち行かなくなるので、あれもこれもの予算ではなく、育つ産業にポイントを絞り、都市インフラの見直しや、まちづくり、メリハリのある計画を立てて、予算の無駄使いにならないような構想をお願いします。

【その他】

説明に時間がかかるので、もう少しコンパクトにお願いします。

(三島委員)

【地域森林計画及び市町村森林整備計画について】

林業専用道を計画する際、集落内を通る公道が乗用車や4tトラックしか通れない道路が数多くあることから、森林内を10tトラックが通る林業専用道をバイパスとして計画するよう指導願いたい。

【市町村森林整備計画のゾーニングについて】

ゾーニングには 森林経営計画の区域の大きさ、 補助事業(直接支払い制度による搬出間伐)との関連、 森林・環境税の補助を考えてすべきだと考えますが、これらのことについて、十分な説明がなされているのですか。

: 大きければ大きいほど良いわけではない。適当な大きさは。

: にも関連しますが、1施業5haは絶対なのか。

: 補助はどのような場所で実施された場合、対象になるか。

などが明確にされないと、ゾーニングができて「形」だけにならないか。

【「新たな岐阜県森林づくり基本計画(案)」について】

P3の2の(2)に、「木質系廃棄物等の不足により、原料となるC・D材の供給が課題」とあるが、廃棄物として処分費をもらって経営しているのが問題で、資源として考えお金をどれだけ出すかを考えないとダメ。